

別紙様式第一（第八条関係）

法人文書開示請求書

令和 年 月 日

（ふりがな）
氏名又は名称：

住所又は居所：〒

TEL

（ふりがな）
連絡先：

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第四条第一項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

--

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記入は任意です。）

（ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。）

ア 事務所における開示の実施を希望する。

〈実施の方法〉 ①閲覧 ②写しの交付

〈実施の希望日〉

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料
（1件300円）

（受付印）

※ この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

「法人文書開示請求書」（裏面又は別添）

<記載に当たっての注意事項>

1 「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあつては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。

ここに記入された氏名又は住所により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載願います。

連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

2 「連絡先」

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記入された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。

3 「請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

4 「求める開示の実施の方法等」

請求される法人文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることもできます。

5 開示請求手数料の納付について

開示請求を行う場合には、一件の法人文書について三百円を納付していただくこととなっています。

納付は、専用の指定金融機関口座に振り込みによりお願いします。この際の振込手数料はお客様にご負担いただくこととなります。振込を証明する明細書等の写しを開示請求書に添付してください。

〔振込口座〕

銀行・支店：三井住友銀行東京公務部（096）

口座番号：普通0185640

口座名義：金融経済教育推進機構 情報公開手数料口

キンユケイザイキョウイクスイシンキコウ ジョウホウコウカイトスウリョウグチ